地方自治体による法執行のあり方について (論点)

平成22年11月 消費者委員会事務局

論点1 地方自治体における法執行の位置づけ

- (1) 国全体として悪質商法等の消費者被害の事案数の多さに比べて、執行実績が追いついていないのではないか。国、地方あわせて執行実績をこれまで以上に大きく高めていく必要がある。その際、国の執行実績に比べて地方の実績のウェイトが大きくなってきていることに鑑みれば、地方における法執行の位置づけをさらに高めていく必要があるのではないか。
- (2) 地方の執行実績をみると、県ごとのばらつきが大きい。執行体制を強化 することによって、実績を上げている県も出てきているが、執行実績が 少ない県がかなりある。地方の執行実績を引き上げる余地は大きいので はないか。
- (3) 地方においては、地域の実態に応じた早期の対応や、条例による柔軟で機動的な対応も可能である。こうした地方における法執行の力を高めていくために地方としての努力も必要であるが、国としてもさらに支援を強化すべきではないか。

論点2 地方の執行力を高めるための国の支援策

- (1) 的確な法執行の前提として、運用基準の明示など法解釈の明確化、問合せへの対応体制の整備のほか、事例紹介などの情報提供や技術的な助言などを積極的に行うべきではないか。
- (2) 地方の行政職員の資質向上のため、法令研修、実戦的なノウハウの伝授、 OJT (消費者庁への出向研修等)の機会を増やすべきではないか。
- (3) 執行関連の情報共有については、特商法・割販法執行ネットや国民生活 センターによる情報提供などが行われているが、その内容の充実や景品 表示法等他の執行分野における情報共有を進めていくべきではないか。 また、PIO-NET の情報検索が行いやすい環境を作る必要があるのではな いか。
- (4) ブロック会議の開催などにより、国(出先を含む)と地方、地方と地方 の間の執行面の協力体制を整え、具体的な案件に対して効果的な対応を 図っていくべきではないか。
- (5) 個別の法律によって、地方に国と同等の権限が与えられているものと、 国より弱い権限が与えられているものがある。できる限り、地方の権限

を強化すべきではないか。

論点3 地方としての努力の方向

- (1) 執行のための組織体制をまず整備すべきではないか。専門の係や部署を 設けるなどにより適切な人員配置を図るべきではないか。また、その中 で、警察との連携をはかる工夫が必要ではないか。
- (2)執行対象事案の選択に際して、消費生活相談窓口や庁内他部門からの情報収集、県下市町村からの情報収集に努めるなど連携を図り、実態に応じた効果的な業者指導、処分につなげるべきではないか。
- (3) 他県との協力体制について、日常的な情報共有、必要に応じた共同執行など地方ごとに工夫が見られるが、こうした協力をさらに推し進めていくべきではないか。
- (4) 国の法律の執行に加えて、条例により、早期、効果的な対応をとっている地方があるが、このような条例の活用を進めていくべきではないか。

以上